登録書類

氏名又は名称様

No.	書類明細	枚 数	注 意 事 項
1	印鑑証明書	1	印鑑証明書の 発行日付が登録日現在で3ヶ月以内のもの でなければ無効です。
2	営業(所在)証明書	1	使用者の住所氏名(名称)等が印鑑証明書と異なる場合(例えば支店、営業所等)又は使用の本拠地を 車庫法適用除外地域とする場合に必要です。
3	委 任 状	1	登録用として陸運局へ提出しますので 印鑑証明書と同じ印鑑を捺印 して下さい。
4	自動車保管場所証明書 標章交付申請書・原票	5	警察署へ5枚提出し2部(証明書と通知書)とステッカーが交付されます。車庫証明書は陸運支局へ提出します。申請者氏名は「ふりがな」を必ず付して下さい。
5	自認書	1	土地建物が自己単独所有の場合に必要です。
6	保管場所使用承諾書	1	保管場所が借地か、借車庫又は、土地建物が複数保有の場合に必要です。
7	自動車保管場の所在図・配置図	1	(所在図) 車庫の附近の道路地図をわかりやすく記入して下さい。 (配置図) 車庫の配置図をわかりやすく記入して下さい。

【お客様へお願い】・

車庫証明申請書。自認書・使用承諾書等は、お客様ご自身が自筆で記入し、署名・捺印をしてください。記載内容については真正なものでなければ虚偽の申請となり、刑事罰の適用を受けますのでご注意下さい。

お振込先

池田泉州銀行 泉ヶ丘支店普通 3 1 8 2 0 7 3CARAIIy 代表 安田 将洋

